

道路陥没事故に伴う損害賠償について

このたびの地下鉄工事に伴う道路陥没事故により、大変なご迷惑、ご不便をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。

福岡市交通局及び大成JVは、今回の道路陥没事故での被害者への賠償を迅速に対応するために、以下のとおり賠償基準を策定しました。これに基づき賠償手続きを進めさせていただきたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

1 賠償の基本的な考え方

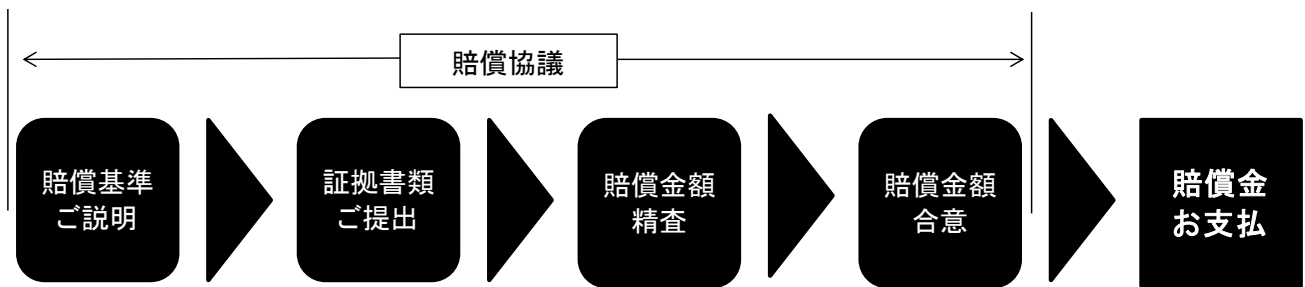
- (1) 福岡市交通局及び大成JVは、協力して、専門家の意見を踏まえながら、今回の事故と相当因果関係（予見することが可能な、法的に認められる因果関係を言います。）があると認められる損害に対して賠償を行います。
- (2) 今回の事故の影響により発生した損害に対する賠償の可否は、この基準に基づき判断します。
- (3) 損害額の計算は、領収証などの証拠書類により行います。証拠書類がないときは賠償することはできませんが、関連する記録帳簿等から損害額を認定できる場合がありますので、ご相談ください。

2 賠償の範囲及び対象

以下のもののうち、本件事故と相当因果関係が認められる損害とします。

範囲	対象	証拠書類の例
建物及び工作物への損害	○建物、工作物の復旧費用	—
避難勧告及び交通規制により建物が使用できなかったことによる損害	○廃棄食材、商品の価額	・領収証 ・納品書
	○営業休止を余儀なくされた期間中の給料相当額	・給与明細 ・貸金台帳
	○営業休止を余儀なくされた期間中の賃料及び共益費相当額	・賃貸借契約書
	○営業休止を余儀なくされた期間中に得られなかった利益	・前会計年度の損益計算書 や確定申告書
ライフライン停止による損害	○本件事故と相当因果関係が認められるその他の損害	・損害額を証明できる書類
	○廃棄食材、商品の価額	・領収証 ・納品書
	○個別具体的な事情を踏まえて本件事故と相当因果関係が認められるその他の損害	・損害額を証明できる書類

3 賠償の流れ



※ 賠償協議については、迅速に対応させていただく予定ですが、賠償金のお支払までには、ある程度お時間を要する場合がございます。

※ 万一賠償協議が合意に至らなかった場合、訴訟等による解決を選択されることを妨げることはございません。